○厚生労働省告示第百八十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関であるＢＳＩグループジャパン株式会社及び財団法人電気安全環境研究所について、その基準適合性認証を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月七日

厚生労働大臣　長妻　昭

登録番号	名称	変更前の基準適合性認証を行う事業所の所在地	変更後の基準適合性認証を行う事業所の所在地	変更の日
ＡＤ	ＢＳＩグループジャパン株式会社	一　東京都港区虎ノ門一丁目二番八号 二　大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目一番三号大阪センタービル 三　福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目一番一号博多新三井ビルディング	一　東京都港区北青山二丁目十二番二十八号青山ビル五階 二　大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目一番三号大阪センタービル 三　福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目一番一号博多新三井ビルディング	平成二十一年十一月二十四日
ＡＫ	財団法人電気安全環境研究所	東京都渋谷区元代々木町三十三番八号元代々木サンサンビル三階	東京都渋谷区代々木五丁目十四番十二号	平成二十二年二月八日

○経済産業省告示第八十六号

ヰネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十六条の規定に基づき、業務の全部を廃止する届出があったので、同法第五十条第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十二年四月七日

経済産業大臣　直嶋　正行

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	廃止した年月日
株式会社ＮＴＴファシリティーズ	東京都港区芝浦三丁目４番１号	沖田　章喜	平成二十二年二月二十七日

○環境省告示第三十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月七日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イ　氏名又は名称　北陸電力株式会社

ロ　住所　富山県富山市牛島町十五番一号

ハ　代表者の氏名　取締役社長　永原功

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

富山県富山市草島字砂置百二十五番一、富山県射水市堀江千石一番並びに福井県坂井市三国町新保五十七字下籬越甲一番六、五十七字下籬越甲一番九及び九十二字三番小乙一番一

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

廃石綿等

五　申請年月日

平成二十二年二月十八日

六　縦覧場所

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、富山県生活環境文化部環境政策課、富山市環境部環境政策課及び富山市草島地区センター、射水市市民環境部環境課、福井県安全環境部循環社会推進課及び福井県坂井健康福祉センター環境衛生課並びに坂井市役所三国総合支所市民課

○中部地方整備局告示第七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十二年四月七日

中部地方整備局長　富田　英治

第１　起業者の名称　岐阜県

第２　事業の種類　一級河川木曽川水系長良川床上浸水対策特別緊急事業（岐阜県岐阜市加野字堤東地内から同市芥見町屋二丁目地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　岐阜県岐阜市加野字堤東、字下り戸及び芥見町屋二丁目地内

同県同市側島字島崎地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県岐阜市岩田西地内から同県美濃市笹神地内までの延長約12.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川木曽川水系長良川床上浸水対策特別緊急事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項の一級河川に関する工事であり、法第３条第２号に掲げる河川法による河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件区間は、河川法第４条の規定により指定された一級河川の区間であり、また、同法第９条第２項に基づく指定区間に指定されていることから、起業者である岐阜県は、本件事業を施行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一級河川木曽川水系長良川（以下「長良川」という。）は、岐阜県郡上市高鷲町の大日岳に源を発して、山間部を南流し、同市八幡町において支川吉田川、支川亀尾島川を合わせ、美濃市の北で支川板取川を合わせたのち、中濃盆地の平地に出る。さらに南流を続け、関市内で支川武儀川、支川津保川を合わせて岐阜市内を貫流し、同市金華山の下に展開する岐阜市街に達する。そこから濃尾平野を南流し、三重県桑名市の東部で一級河川木曽川水系揖斐川に合流して伊勢湾に注ぐ幹川流路延長166km、流域面積1,985㎢の一級河川である。

長良川は、過去、洪水時に大きな被害をもたらしてきた河川であり、明治時代に限っても、流域に著しい被害を与えた水害が40件以上記録されている。また、岐阜県の管理区域（長良川の河口から約56.2kmより上流区間、流路延長約110km、流域面積1,590㎢の沿線地域）における戦後の主要な洪水としては、昭和34年、35年、36年の連年災害や昭和51年の9.12水害、平成２年の集中豪雨、平成11年の台風16号、平成16年の台風23号がある。

特に、平成16年の台風23号に伴う洪水は、岐阜市から郡上市大和町までにおける長良川のほぼ全域において、家屋の全半壊や床上浸水等の大規模な被害を発生させ、そのうち、岐阜県の管理区間においては、家屋の全半壊130戸、床上浸水538戸、床下浸水469戸、被害総額147億円に及び、地域住民に甚大な被害をもたらした。中でも、本件区間においては、岐阜県岐阜市内の福富地区及び美濃市内の笠神地区を中心として、浸水面積352ha、床上浸水190戸、床下浸水97戸の被害が発生した。

そこで、緊急の対応として、平成16年の台風23号に伴う出水と同程度の出水による被害を縮小するため、本件区間において、河道掘削による河道断面を拡げる本件事業が計画されたものである。本件事業の完成により、千疋大橋上流1.0km地点における現在の流下能力3,000㎥／sが3,900㎥／sに向上し、概ね10年に一回程度発生する規模の洪水を安全に流下させることが可能となり、本件区間における浸水被害が軽減され、流域住民の生命及び財産の安全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。